

松山市告示第 128 号  
令和 3 年 4 月 1 日  
松山市長 野志 克仁

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により景観計画を定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により次のとおり告示し、及び当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

記

1. 景観計画の名称  
松山市景観計画
2. 景観計画区域に追加する区域  
三津浜地区景観計画区域（別紙区域図参照）
3. 効力の発生する日  
令和 3 年 4 月 1 日
4. 縦覧場所  
松山市役所 本館 7 階 都市デザイン課
5. 縦覧開始日  
令和 3 年 4 月 1 日
6. 縦覧時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

## 三津浜地区景観計画区域（松山市景観計画区域に追加する区域）

## 区域

駅前に広がる商業・賑わい資源や古民家等が残る歴史・文化資源、港町を感じる海・港湾資源、生活に潤いを与える公園・緑地資源を含んだ区域とします。

